

# 工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用基準

制 定 令和 4 年 9 月 8 日青整企第 121 号

青森県県土整備部所管の公共工事において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内価格に著しい変動を生じ、受注者から請負代金額の変更請求があった場合については、「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)について(令和 4 年 7 月 25 日付け青整企号外)」により適正に処理するものとするが、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(以下、「単品スライド条項」という。)」に基づく、請負代金の変更額算定のための積算上の取扱い等について定めたので、これによるものとする。

## 1 適用対象工事等

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、「鋼材類」「燃料油」「その他の主要な工事材料」に分類され、詳細は別紙のとおりとする。

## 2 価格変動後における単価の算定方法

- (1) 単品スライド額の算定に用いる各対象材料の各月の実勢価格は「青森県県土整備部設計単価決定要領」5. 1)物価資料により単価を決定する場合に基づき、決定するものとする。

※「青森県県土整備部設計単価決定要領」は、青森県庁ホームページに掲載

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei-tanki.html>

## 3 請負代金額の変更手続

- (1) 請負代金額変更手続きの様式は別紙のとおりとする。

## 附 則

- (1) この運用基準は、令和 4 年 9 月 8 日より施行する。

・主要な工事材料

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない、賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象外
骨材類	砂利、砂、栗石、碎石等	
生コンクリート	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート	
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤、改質アスファルト	
セメント・コンクリート製品類	PHC杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリーフォーム類、ボックスカルバート、集排水枒、推進管類、外圧管類	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材料	電線、ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	

その他の主要な工事材料

注：上記の対象品目以外の材料の単品スライド条項適用にあたっては、整備企画課と協議のうえ、受発注者協議して定めるものとする。

単品スライドの対象品目は、上記の対象品目毎（「鋼材類」「燃料油」「骨材類」「生コンクリート」等）に対象工事費（請負工事費）の1.0%を超える必要があります。